

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(税務課) 491
○救急病院である旨の告示	(医療課) 〃
○保安林の指定予定の通知	(中丹広域振興局) 〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(山城広域振興局) 492
○公共測量の実施	(用地課) 〃

○地方自治法に基づく徴収事務の委託(教育庁管理課)	492
---------------------------	-----

## 公 告

○令和6年度職業訓練指導員試験の実施(人材育成課)	493
○府営土地改良事業の工事完了(丹後広域振興局)	496
○都市計画法に基づく工事完了(乙訓土木事務所)	〃

## 告 示

### 京都府告示第353号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量  
京都府税務支援システム令和6年度府税事務所統合  
対応改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府総務部税務課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日  
令和6年6月25日
- 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社京都支社  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
- 契約金額  
60,000,000円
- 契約の方法  
随意契約
- 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特  
例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1  
項第1号

### 京都府告示第354号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生  
省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
社会福祉法人京 都社会事業財団 西陣病院	京都市上京区五辻通六軒町 西入溝前町1035	令 6. 6. 10	令 9. 6. 9
京都府立医科大 学附属病院	〃 〃 河原町通広小 路上る梶井町465	〃	〃
社会医療法人西 陣健康会堀川病 院	〃 〃 堀川通今出川 上る北舟橋町865	6. 6. 21	9. 6. 20
医療法人社団順 和会京都下鴨病 院	〃 左京区下鴨東森ヶ前 町17	〃	〃

### 京都府告示第355号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、  
次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大  
臣から通知があった。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所  
綾部市坊口町山尾1、1の1から1の3まで、1の  
5から1の12まで、1の14、尾ノ内11、11の1から11  
の11まで

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山尾1の11・尾ノ内11・11の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年7月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南山城村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南山城村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和6年7月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市左京区久多川合町地内
- 2 測量の期間  
令和6年5月15日から令和6年9月6日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（基準点測量）



京都府告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和6年7月5日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
41	京都丹の国農業協同組合	綾部市宮代町前田20	京都府立綾部高等学校の生産製作品に係る売払代金	令 6. 5. 13	令 6. 6. 7

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、令和6年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種  
和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試 験 の 科 目
和 裁 科	[学科試験] 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
和裁科を除く全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定のうち、規則別表第11の2に掲げる職種で、受験する免許職種に応じた検定職種に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令されるなど、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を令和6年9月14日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	令和6年9月7日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	令和6年9月7日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門校（京都市伏見区竹田流池町121番地の3）

## 7 受験手続

### (1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）及び郵便切手63円1枚
- イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに掲げる者に該当することを証する書類）
- ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

### (2) 申請書類の提出方法

申請は、提出先への持参又は郵送による。

郵送の際は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。  
（提出先）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係

### (3) 申請書類の受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年8月19日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（令和6年8月19日（月）付消印有効）

### (4) 受験手数料

次に掲げる額を別途交付する納付書により納付の上、京都府納付済証を受験申請書の所定欄に貼り付けること。  
学科試験 3,100円

### (5) 納付書交付方法

#### ア 対面による交付

(3)の受付期間中に、京都府商工労働観光部人材育成課（京都府庁第2号館3階）で交付する。

#### イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を(2)の提出先へ送付すること。

なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験手数料納付書交付依頼」と朱書きすること。

受付は令和6年8月5日（月）までとし、令和6年8月6日（火）以降に到着したものは郵送による交付は行わない。

(ア) 84円分の郵便切手を貼り付け、住所を記載した納付書返送用封筒（長形3号）

(イ) 必要事項を記入した「納付書発行依頼書」

## 8 合否判定の基準

- (1) 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 学科試験のうち指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

## 9 合格発表の方法

令和6年9月13日（金）に合格者の受験番号を京都府のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/>）に掲載するとともに、合格者（一部合格者を含む。）宛て通知する。

## 10 その他

- (1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係において交付する。
- (2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返送用封筒（角形2号）を同封の上、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係に送付すること。  
なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請用紙交付依頼」と朱書きすること。
- (3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係（電話075-414-5105）に行うこと。



次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
女 布	令 6. 2. 15



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年7月5日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
向日市鶏冠井町十相36の1  
（関連区域）  
向日市鶏冠井町十相36の2、鶏冠井町馬司13の2の  
一部、14の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市南区久世東土川町298の3  
株式会社佐藤製作所